

令和 7 年 6 月 24 日
(独) 農業者年金基金

令和 7 年度農業者年金記録管理システム利用促進取組方針

1. 概要

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）では、業務受託機関が農業者年金事業を円滑に実施するために、農業者年金記録管理システム（以下「システム」という。）を提供しています。

システムでは、被保険者、受給権者等の最新の加入記録、受給記録等の確認、届出書等の作成、届出書等の処理状況及び処理結果の確認等をオンラインで行うことができるため、被保険者、受給権者等に対するサービスの向上、相談、指導業務の効率的な実施、事務処理の効率化等が期待できます。

令和 7 年 3 月 31 日現在、システム利用登録は、農業委員会は 79.1%、農業協同組合は 90.1%と順調に進捗しており、実際にシステムを利用した届出書等の作成割合については、農業委員会は 38.88%（対前年度比 2.00 ポイント増）、農業協同組合は 47.75%（対前年度比 3.52 ポイント増）と増加しています。

令和 7 年度においても、引き続き、システムの普及拡大及び利用促進に努めるものとします。

2. 利用促進の目標

事務処理遅延の防止及び業務の効率化の観点から、届出書等の処理状況確認機能の活用を進めることとし、システムを利用可能な全ての業務受託機関（農業者年金業務を行っている支庁・支店等を含む。）がシステムを利用して届出書等を作成することを目標とします。

3. 取組の方法

（1）基金の対応

過去 1 年間システムを利用しなかった業務受託機関の回答を類型すると、次の 4 つに分類されました。

- ①利用方法がわからないため：105 機関（前年度 120 機関）
- ②利用手続きが面倒なため：17 機関（前年度 21 機関）
- ③届出が少ないため：389 機関（前年度 358 機関）
- ④利用できない環境のため：145 機関（前年度 148 機関）

①～③については、業務受託機関にシステムの利用方法、メリット等（システムの利用手続、操作は簡単で、機能も充実していること）について正しく理解していただくことで解決できるものと考えます。

このため、基金では、システムを利用していない業務受託機関に対して、現

地でのヒアリングや対応策の打合せを行い、システム利用を促す取組を行うとともに、システム利用方法習得のための教材（視認性の高いもの）を基金ホームページに掲載し、システムの利用方法、メリット等について情報提供を行います。

教材名：農業者年金記録管理システムの操作手引き

掲載場所：基金ホームページの「業務受託機関担当者専用コーナー」

また、④については、より多くの業務受託機関がシステムを利用できるような環境の改善を図るものとします。

さらに、都道府県段階の業務受託機関が行う利用の働きかけを支援するため、要請を受けて次の取組を行うものとします。

①市町村段階の業務受託機関別の管理対象加入者数等の情報提供

②都道府県段階の業務受託機関が開催するシステム研修会等への講師派遣

（２）都道府県段階の業務受託機関の対応

都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関に対して、

- ①システムの利用登録の指導（システムを利用できない事情がある場合は、その事情を解消するための相談対応）
- ②システムの利用方法の指導及び利用促進（特に、届出書等の作成機能及び処理状況確認機能）
- ③システム研修会の開催
- ④人事異動等によるシステム利用者交代時の適確な引継ぎの指導

をお願いします。

また、都道府県段階の業務受託機関が自らシステムの処理状況確認機能を活用し、管轄の市町村段階の業務受託機関において事務処理遅延が発生していないかを定期的に確認していただくようお願いします。

（３）市町村段階の業務受託機関の対応

市町村段階の業務受託機関は、

- ①システムの利用登録及びシステム利用（特に、届出書等の作成機能及び処理状況確認機能）
- ②都道府県段階の業務受託機関が開催するシステム研修会への参加
- ③人事異動等によるシステム利用者交代時の適確な引継ぎ

をお願いします。

なお、システムの利用手続、操作等がわからない場合は、基金情報管理課（TEL：０３－５９１９－０３３８）又は都道府県段階の業務受託機関までお問い合わせいただき、原則としてシステムを利用した事務処理を行うように努めてください。

農業者年金記録管理システムの概要について

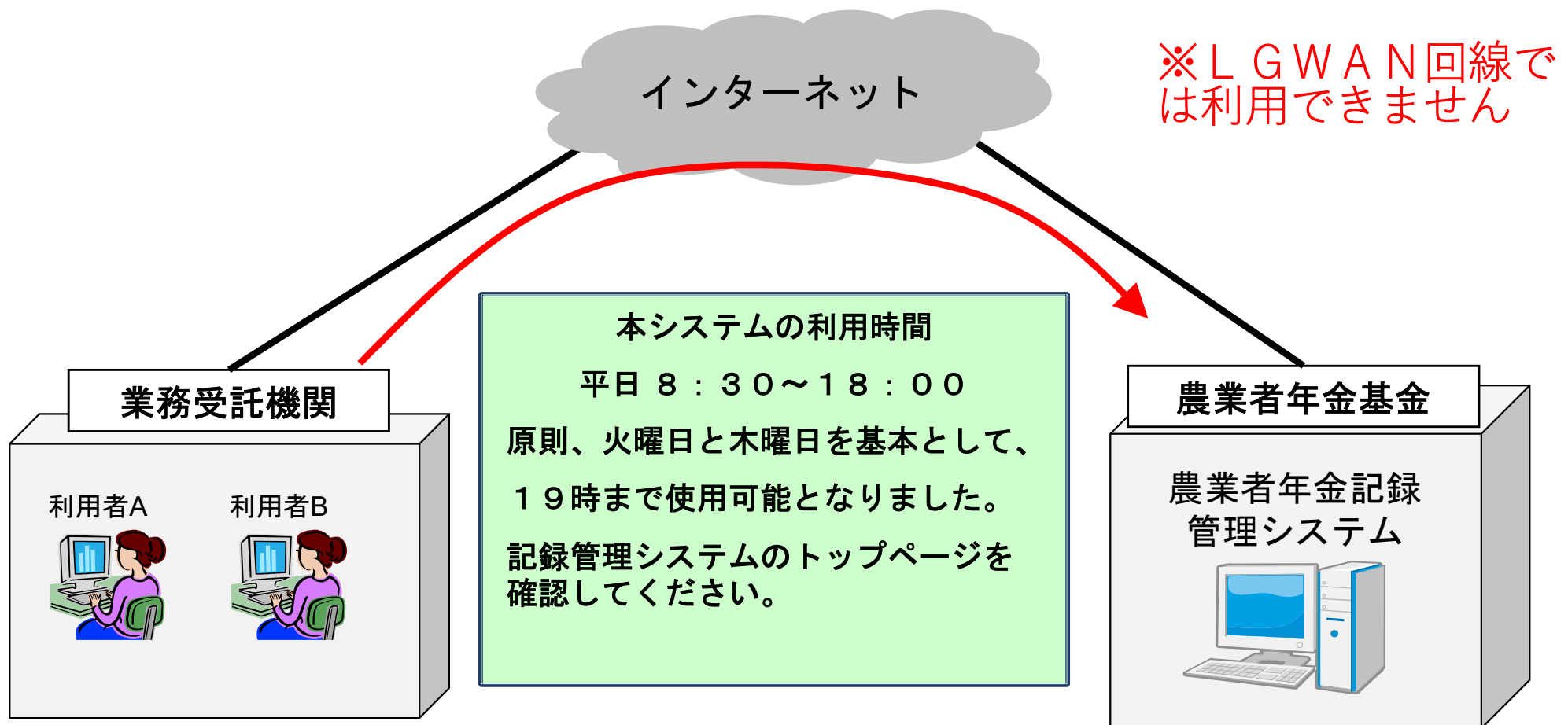
独立行政法人 農業者年金基金
業務部 情報管理課

1 農業者年金記録管理システムについて

農業者年金記録管理システム（以下「記録管理システム」という。）は、業務受託機関がインターネット回線を通じて利用できるWebシステムです。

- ① 年金加入者の最新の加入記録・受給記録等の確認
- ② 届出書等の作成
- ③ 年金受給見込額及び死亡一時金の試算
- ④ 提出した届出書の手続きの進捗状況を確認
- ⑤ 統計情報の確認

等が簡単な操作で行えるため、農業者年金業務を効率的に実施することができます。



2 農業者年金記録管理システムのメリット

1 最新の加入記録・受給記録等を確認できます。

業務受託機関のPCから最新の加入記録、受給記録等を確認できるので、窓口での対応等がスムーズに行えます。

また、基金に質問の電話をする場合には、業務受託機関と基金が同じ画面を見ながら、加入記録・受給記録等を確認できるので、照会業務を効率化できます。

2 届出書作成機能が充実しているので、スムーズに届出書が作成できます。

各種届出書について、様式番号がわからなくても届出等の内容から該当する様式を検索できるため、新任の担当者様でもスムーズに届出書が作成できます。

また、届出書等への入力は、必要項目をガイダンスに従って入力する方式であり、記号番号、氏名、生年月日、住所、性別等の登録済みの情報も自動入力されるため、手書きで届出書を作成する場合に比べ、簡単でミスも軽減することができます。

3 届出書の処理状況を確認できるので、事務処理の遅延防止に役立ちます。

記録管理システムで作成した届出書等は、「農協」→「農委」→「基金」と複数の機関間でやり取りされるため、届出書等がどこまで処理されたか定期的に処理状況を確認することで、事務処理の遅延防止に役立ちます。

4 帳簿や名簿類の作成・管理作業が簡素化できます。

記録管理システムで届出書及び送付書等を作成し、次の機関に送付する場合には、受付処理簿の作成が不要となります。

また、届出書の処理結果一覧も記録管理システムで確認することができます。

5 加入者の一覧データを抽出できます。

年金裁定前の待期者や、受給漏れのケースが多い旧制度死亡一時金のみ受給可能な者等、一定の条件を設定し、対象者を抽出することができます。

6 さらに、こんな機能もあります。

- ・ 被保険者等が納付した年間保険料の確認
- ・ 現況届の提出状況の確認
- ・ 現況届の様式の再発行

3 利用できる情報の範囲

業務受託機関の管轄エリア内の加入者情報を利用することができます。

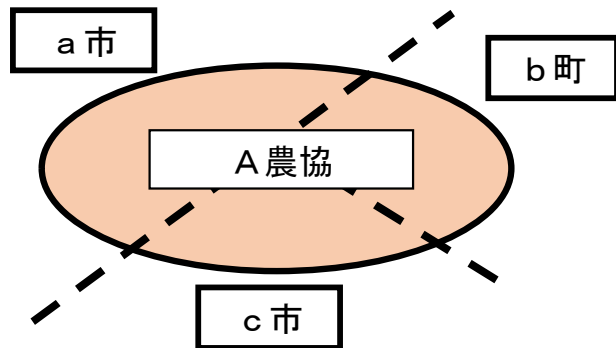
(1) 農業委員会・農業協同組合

農業委員会・農業協同組合が管轄しているエリアの加入者情報

(2) 都道府県農業会議・都道府県農業協同組合中央会

農業会議・中央会が管轄している都道府県内の加入者情報

<例1> A農協の管轄エリアに複数の農委（市町村）が存在する場合

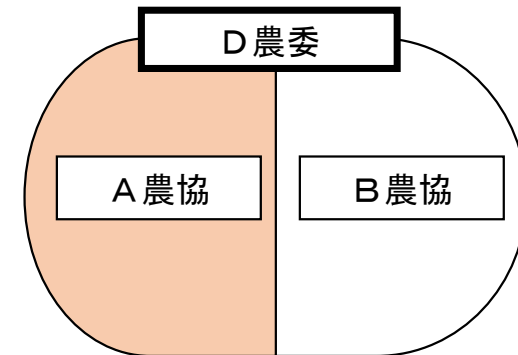


A農協の閲覧範囲は



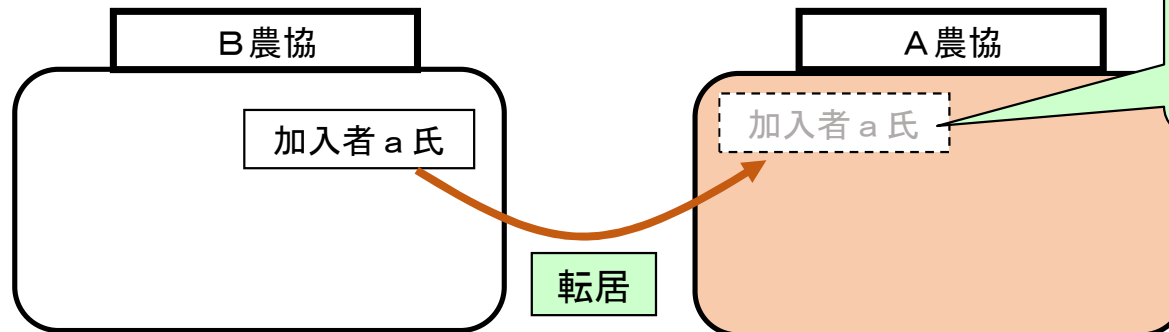
の部分

<例2> A農協の管轄エリアがD農委（市町村）の一部の場合



<例3>

加入者a氏がA農協の管轄エリアに転入してきたが、手続きを行っていない場合



手続きを行っていないので、A農協は利用できない

4 農業者年金記録管理システムが利用できるパソコンの条件

【システム利用環境】※令和7年4月1日 現在

農業者年金記録管理システムを利用するためには、以下の環境が必要となります。

(1) パソコンのOSは、以下のいずれかであること。

- ・ Windows10（令和7年10月にサポート終了予定）
- ・ Windows11

※Windows11の場合、信頼済みサイトへの登録（農業者年金記録管理システムのURL）が必要です。

(2) インターネットへの接続環境があること。

- ・ 利用するブラウザは、Microsoft Edgeであること。（LWAN回線では利用できません）

(3) 農業者年金記録管理システムの利用者認証を行うため、電子証明書をパソコンに設定できること。

※電子証明書の設定方法については、利用マニュアル【初期設定編】をご確認ください。

<https://www2.nounen.go.jp/toiawase.html>

(4) Adobe社のAcrobat Readerがインストールされていること。

※最新版はAdobe Acrobat Reader DCです。

これら以外に特別なハードウェア及びソフトウェアは必要としません。

なお、上記（１）～（４）の環境が備わっていても、ファイアウォールによるインターネットへの接続を制限している等、業務受託機関固有のネットワーク設定やパソコンのセキュリティ設定等の状況によっては、農業者年金記録管理システムに接続できない場合があります。

これらについてご不明な点は、自組織のシステム・ネットワーク担当者にご確認いただくか、農業者年金基金業務部情報管理課までご相談ください。

5 セキュリティ確保のお願い

- (1) 農業者年金の加入者や届出者等の個人情報記載又は印刷された書類は、業務受託機関の個人情報保護管理規程等に基づき、厳重に管理してください。
- (2) 農業者年金関係書類又は本システムで得られた個人情報を農業者年金業務以外の目的に利用しないでください。
- (3) 本システムを利用するパソコンは、ウイルス対策ソフト等(常に最新の状態に更新されたもの)によるセキュリティ対策が講じられたパソコンを利用することとし、セキュリティ上の問題があるパソコンは絶対に利用しないでください。
- (4) 本システムを利用しているパソコン(電子証明書の設定済)を紛失、盗難等した場合やその恐れがある場合には、直ちに下記あて先まで電話で連絡してください。
基金は、初動対応として、利用者IDを停止し、被害拡大の防止に努めます。
その後、基金の指示に従い、必要な届出等【電子証明書・パスワード等紛失・盗難届(様式第7号)】を行ってください。
- (5) また、農業者年金の加入者や届出者等の個人情報がウイルス感染等により漏えい、流出、紛失等した場合やその恐れがある場合にも、直ちに下記あて先まで電話で連絡してください。

【連絡先】

農業者年金基金業務部情報管理課 03-5919-0338(直通)

※事務所移転に伴い、令和6年11月5日から電話番号を変更しております。

おかけ間違いにご注意ください。

農業者年金記録管理システムの 利用に係る手続き

独立行政法人 農業者年金基金
業務部 情報管理課

【農業者年金記録管理システムの申請様式一覧】

様式番号	名 称	該当事由
第 1-1 号	農業者年金記録管理システム 利用申込書	農業者年金記録管理システムの利用を 新たに開始するとき
第 1-2 号	農業者年金記録管理システム 閲覧範囲拡大申請書	管轄区域外の被保険者・受給権者等の個人 情報の閲覧を必要とするとき。原則と して、様式第 1-1 号と同時に提出をお願い します。
第 2 号	農業者年金記録管理システム 利用者登録申請書	農業者年金記録管理システムの利用者 を登録するとき。利用者 1 名ごとに作成 してください。
第 3 号	農業者年金記録管理システム 管理責任者変更届	管理責任者に変更があったとき。
第 5 号	電子証明書再交付申請書	電子証明書の有効期限（3 年）が満了し たときや端末の故障・更新のときなど、 電子証明書の再交付が必要なとき。
第 6 号	パスワード再設定依頼書	パスワードの失念など、パスワードの再 設定が必要なとき。
第 7 号	電子証明書・パスワード等紛 失・盗難届	「ユーザ ID」、「パスワード」、「電子証 明書」、「秘密鍵」、「端末」等の紛失・盗 難等により、システムの不正使用の恐れ があるとき。
第 8 号	農業者年金記録管理システム 利用者削除届	利用者登録を削除するとき。

《農業者年金記録管理システムの利用に係る申請書の入手方法》

各申請書は、本システムトップページの「システム申請様式」をクリックし、入手してください。

【農業者年金記録管理システムトップページ】

【<https://www2.nounen.go.jp>】

農業者年金記録管理システム

利用マニュアル システム申請様式 稼働スケジュール よくあるお問い合わせ

初めてシステムを利用する場合 電子証明書の設定

システムに関するお知らせ

過去ののお知らせ

■令和6年度以降の記録管理システムについて
令和6年度以降における記録管理システムは、記録管理システム更改や予算の制約があることから、令和5年度と同様に緊急性等を踏まえて改修を検討することといたします。要望がありましたら[こちらの様式](#)に記載し、[メール](#)での送付をお願いします。

■Windows11初期設定マニュアルについて
Windows11での農業者年金記録管理システムの動作検証が完了しました。
Windows11で農業者年金記録管理システムを利用するにあたり必要な設定を

ログイン

農業者年金記録管理システムに関する申請・問い合わせ
〒160-8504
東京都新宿区四谷3-2-1 フロントプレイス四谷
独立行政法人 農業者年金基金
業務部 情報管理課
TEL:03-5919-0338
E-mail:system-mail@nounen.go.jp

農業者年金の裁定・死亡・受給権者に関する手続き全般の問い合わせ先
業務部 給付課 (死亡・諸変更・債権管理) TEL:03-5919-0336
(裁定・支給停止) TEL:03-5919-0337

農業者年金への加入・被保険者に関する手続き全般の問い合わせ先
業務部 適用・収納課 TEL:03-5919-0335

【各種申請書（Wordファイル）】

(様式第1号) 農業者年金記録管理システム利用申込書

文書番号

独立行政法人 農業者年金基金

(様式第2号) 農業者年金記録管理システム利用者登録申請書

年 月 日

電子情報提供システム利用規約に基づき、下記のとおり、電子情報提供システムの利用者の登録申請をいたします。

記

(管理責任者)

業務受託機関名	
管理責任者番号	
管理責任者氏名	

(利用者)

所 属	
役 職	
氏名(フリガナ)	(姓) (名)
氏 名	
氏名(ローマ字)	
電 話 番 号	
メールアドレス	
備 考	



送信先メールアドレス

【system-mail@nounen.go.jp】

もしくは郵送でご提出ください

1. 農業者年金記録管理システムを初めて利用する場合の手続き

【必要な申請様式 : 様式第1-1号、様式第2号】

これまで農業者年金記録管理システムの利用登録をしていない業務受託機関が、
自組織で初めて農業者年金記録管理システムを利用する場合に提出します。

【様式第1-1号】

農業者年金記録管理システム利用申込書

申請書の記入例

(様式第1-1号) 農業者年金記録管理システム利用申込書

文 書 番 号
令和 年 月 日

独立行政法人農業者年金基金
理事長 殿

のうねん農業協同組合
組合長 農年一郎

農業者年金記録管理システム利用規約に基づき、農業者年金記録管理システムの利用を
申し込むとともに、下記のとおり、管理責任者(計 1名)の届出をいたします。

記

管理責任者番号	01
所 属	本所 業務部 業務課
役 職 等	課長
氏 名	農年 太郎
郵便番号	105-0003
住 所	東京都港区西新橋1-6-21
電話番号	03-3502-3947
メールアドレス	abc@xxx.xxx

責任者を届出

【様式第2号】

農業者年金記録管理システム利用者登録申請書

申請書の記入例

(様式第2号) 農業者年金記録管理システム利用者登録申請書

令和 年 月 日

農業者年金記録管理システム利用規約に基づき、下記のとおり、農業者年金記録管理シ
ステムの利用者の登録申請をいたします。

記

(管理責任者)

業務受託機関名	のうねん農業協同組合
管理責任者番号	01
管理責任者氏名	農年 太郎

(利用者)

所 属	本所 業務部 業務課	利用者の登録
役 職	主任	
氏名(フリガナ)	(姓) ノウネン	(名) ハナコ
氏 名	農年	花子
氏名(ローマ字)	nounen	hanako
電話番号	03-3502-3947	
メールアドレス	h.nounen@nounen.go.jp	
備 考		

2. 人事異動時の手続き

【必要な申請様式 様式第3号、様式第2号、様式第8号】

(1) 責任者が異動する場合

【 様式第3号 】

農業者年金記録管理システム管理責任者変更届

申請書の記入例

(様式第3号) 農業者年金記録管理システム管理責任者変更届

独立行政法人農業者年金基金
理事長 殿

文 書 番 号
令和 年 月 日

のうねん農業協同組合
組合長 農年一郎

農業者年金記録管理システム利用規約に基づき、農業者年金記録管理システムの利用に関する管理責任者の変更について、下記のとおり届出をいたします。

記

後任の責任者を届出

	変 更 前	変 更 後
管理責任者番号	1	1
所 属	本所 業務部 業務課	変更なし
役 職 等	課長	変更なし
氏 名	農年 太郎	農年 花子
郵便番号	105-0003	変更なし
住 所	東京都港区西新橋1-6-2	変更なし
電 話 番 号	03-3502-3947	変更なし
メールアドレス	torou.nounen@nou.or.jp	hanako.nounen@nou.or.jp

【必要な申請様式 様式第3号、様式第2号、様式第8号】

(2) 人事異動等により農業者年金の担当者になった場合

※新しい事業所で引き続き農業者年金の担当をする場合でも申請が必要(新事業所での登録を申請)

【 様式第2号 】

農業者年金記録管理システム利用者登録申請書

申請書の記入例

(様式第2号) 農業者年金記録管理システム利用者登録申請書

令和 年 月 日

農業者年金記録管理システム利用規約に基づき、下記のとおり、農業者年金記録管理システムの利用者の登録申請をいたします。

記

(管理責任者)

業務受託機関名	のうねん農業協同組合
管理責任者番号	01
管理責任者氏名	農年 太郎

(利用者)

所 属	本所 業務部 業務課	利用者の登録
役 職	主任	
氏名(フリガナ)	(姓) ノウネン	(名) ハナコ
氏 名	農年	花子
氏名(ローマ字)	nounen	hanako
電 話 番 号	03-3502-3947	
メールアドレス	h.nounen@nounen.go.jp	
備 考		

【必要な申請様式 様式第3号、様式第2号、様式第8号】

(3) 人事異動等により農業者年金の担当者ではなくなった場合

※新しい事業所で引き続き農業者年金の担当をする場合でも届出が必要(旧事業所での登録を削除)

【 様式第8号 】

農業者年金記録管理システム利用者削除届

(様式第8号) 農業者年金記録管理システム利用者削除届

令和 年 月 日

農業者年金記録管理システム利用規約に基づき、下記の利用者について、農業者年金記録管理システム利用者削除の届出をいたします。

記

(管理責任者)

業務受託機関名	
管理責任者番号	
管理責任者氏名	

前任者のユーザIDと氏名を記入

(利用者)

ユーザID	
氏名	

※後任の担当者は、前任者のユーザID及びパスワードを使用して、ログインしないでください。

3. その他の手続き

(1) パソコンの変更、有効期間満了(3年間)

【必要な申請様式 様式第5号】

【様式第5号】

電子証明書再交付申請書

(様式第5号) 電子証明書再交付申請書

令和 年 月 日

農業者年金記録管理システム利用規約に基づき、下記の利用者に対し、電子証明書再交付の申請をいたします。

記

(管理責任者)

業務受託機関名	
管理責任者番号	
管理責任者氏名	

利用者のユーザIDと氏名を記入

(利用者)

(現)ユーザID	
氏 名	

再交付の理由を選択

(再交付の理由)

	理 由
1	電子証明書の有効期間(3年)が満了したため。
2	端末の故障、変更、更新等のため。
3	その他()

【参考】

パスワードの有効期限、電子証明書の有効期限のお知らせ

農業者年金記録管理システム

お知らせ

平成29年4月19日 複数の受託機関より要望のありました、現況届の提出状況等を確認する項目を「加入者・受給権者情報照会」画面に追加することにつきまして、平成29年度の現況届から対応することとし、4月19日より提供いたします。

平成26年12月8日 SSL3.0プロトコルの脆弱性の公開に伴う対応について
SSL3.0プロトコルについて、通信の一部が第三者に解読可能な脆弱性が存在することが公開されました。対策としてSSL3.0プロトコルを無効にし、TLSに移行することが推奨されています。
本システムはSSLとTLSの両方に対応しているところですが、当該脆弱性の

連絡事項・手続き事項

M55C0580W：パスワード有効期間は、あと28日です。パスワードを変更してください。
M55C0950W：電子証明書有効期間は、あと27日です。電子証明書再交付申請書（様式5号）をご提出ください。

加入者・受給権者情報照会

届出書作成

受付・進達

年金額試算

処理状況照会

統計情報照会

利用者メニュー

「届出書作成」及び「受付・進達」メニューは
農業委員会及びJAでの利用者のみに表示されます。
(農業会議及び農協中央会の場合は表示されません)

パスワードの有効期限が残り40日以下になるとお知らせします。
電子証明書(ユーザID)の有効期限が残り60日以下になるとお知らせします。

パスワード変更

(2) パスワードを忘れてしまった場合

【必要な申請様式 様式第6号】

【様式第6号】

パスワード再設定依頼書

(様式第6号) パスワード再設定依頼書

令和 年 月 日

農業者年金記録管理システム利用規約に基づき、下記の利用者に対し、パスワードの再設定の依頼をいたします。

記

(管理責任者)

業務受託機関名	
管理責任者番号	
管理責任者氏名	

利用者のユーザIDと氏名を記入

(利用者)

ユーザID	
氏名	

4. 農業者年金記録管理システムの利用に係る申請方法

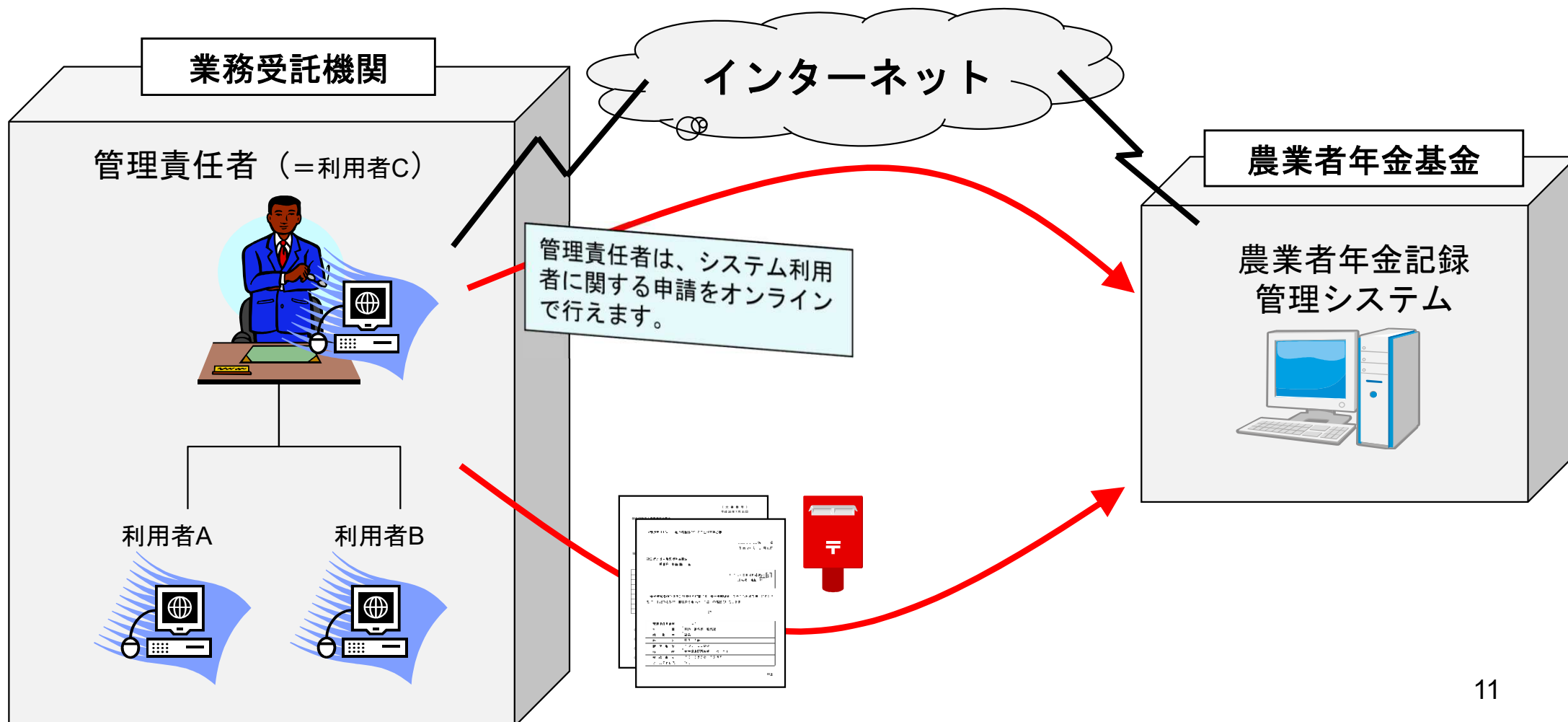
(1) 申請方法の種類

申請方法は以下の3通りあります。

- ①メールに申請書添付 ②郵送 ③システムを利用したオンライン申請

※FAXは受付していません

なお、③のオンライン申請は管理責任者がシステム利用者としても登録されている場合のみ可能です。



(2) 管理責任者によるオンライン申請の方法

管理責任者は、オンライン申請により、システム利用者に係る各申請及び決定通知を取得することができます。

2014/03/01
農協 太郎
[ログアウト](#)

農業者年金記録管理システム

お知らせ

お知らせ

連絡事項・手続き事項

「管理責任者メニュー」をクリック

加入者・受給権者情報照会
届出書作成
受付・進達
年金額試算
処理状況照会
統計情報照会
管理責任者メニュー

電子証明書の再交付、パスワードの再設定、システム利用者の削除申請

利用者諸変更申請(様式5,6,8号)
利用者登録申請(様式2号)
オンライン申請一覧
利用者一覧
利用者詳細

システム利用者の登録申請

決定通知の取得

パスワード変更

【オンライン申請できるもの】
様式第2号：利用者登録申請書
様式第5号：電子証明書再交付申請書
様式第6号：パスワード再設定依頼書
様式第8号：利用者削除届
※管理責任者自身の申請はメール又は郵送でお願いします。

(ア) 申請方法

(a) 新規のシステム利用者の登録申請を行う場合：様式第2号（利用者登録申請書）

①所属、氏名などの必要事項を入力して、②【 申請 】ボタンをクリックします。

※ 入力必須項目は、「*（アスタリスク）」が表示されています。

2014/03/01
農協 太郎
[ログアウト](#)

利用者登録申請(様式2号)

管理責任者情報

受託機関コード/名: 123456 / 農協支店
管理責任者番号: 01 農協 太郎

利用者情報

管理者区分: ☒ 利用者

所属:

役職:

氏名(カナ):

氏名: ユーザID表示

氏名(ローマ字):

電話番号:

メールアドレス:

備考:

申請書No:

メニュー 印刷 連続申請 **申請**

①必要事項を入力

②クリック

(b) 電子証明書の再交付を申請する場合：様式第5号（電子証明書再交付申請書）

①理由を選択して、②【 申請 】ボタンをクリックします。

2014/03/01
 農協 太郎
[ログアウト](#)

電子証明書再交付申請(様式5号)

管理責任者情報	
受託機関名	農協支店
管理責任者番号	01 農協 太郎

利用者情報	
ユーザID	9000000001
所属	給付課
役職	一般職員
氏名	農年 一郎

再交付情報	
理由	☒ 電子証明書の有効期限(3年)が満了のため ☐ 端末の故障、更新等のため ☐ その他の理由
申請書No	

[メニュー](#)
[一覧](#)

申請

①再交付の理由を選択

②クリック

※ 様式第6号（パスワード再設定依頼書）及び様式第8号（システム利用者削除届）の申請も同様の操作となります。

(イ) 決定通知の取得

基金でシステム利用者の処理が完了したら、業務受託機関の管理責任者は、「**オンライン申請一覧**」から**決定通知（PDF）**を取得し、決定通知をシステム利用者に交付してください。

2014/03/01
農協 太郎
[ログアウト](#)

オンライン申請一覧

取得件数: 10件 / 1頁

選択	申請日▼	申請書No	氏名	申請事項	処理状況▼	決定通知
☐	H25.05.05	123456000001	農年 一郎	利用者登録申請(様式2号)	H25.07.01	開封済
☐	H25.05.05	123456000002	農年 二郎	電子証明書再交付申請(様式5号)	H25.07.01	未開封
☐	H25.05.05	123456000003	農年 三郎	パスワード再設定申請(様式6号)	H25.07.01	未開封
☐	H25.05.05	123456000004	農年 四郎	利用者削除申請(様式8号)	H25.07.01	
☒	H25.05.05	123456000005	農年 五郎	利用者登録申請(様式2号)	申請中	
☒	H25.05.05	123456000006	農年 六郎	利用者登録申請(様式2号)	申請中	
☒	H25.05.05	123456000007	農年 七郎	利用者登録申請(様式2号)	申請中	
☒	H25.05.05	123456000008	農年 八郎	利用者登録申請(様式2号)	申請中	
☒	H25.05.05	123456000009	農年 九郎	利用者登録申請(様式2号)	申請中	
☒	H25.05.05	123456000010	農年 十郎	利用者登録申請(様式2号)	申請中	

クリックしてPDFを取得
(決定通知は必ず該当のシステム利用者へ)

主な処理状況の表示

- ・ 申請中
- ・ 基金受付
- ・ 処理日

5 利用者詳細

システム利用者は、システムに登録されている**本人の利用者情報**を確認、**修正**することができます。
(※利用者と使用するPCのどちらにも変更がない場合)

2014/03/01
 農協 太郎
[ログアウト](#)

利用者詳細

利用者情報	
受託機関コード/名	100000 / 農協支店
管理責任者番号	01 農協 太郎
ユーザID	1000000000
氏名	農協 太郎
管理者区分	☐
所属	給付課
役職	一般職員
電話番号	0312345678
メールアドレス	system-mail@nounen.go.jp
最終ログイン日	平成24年02月09日
パスワード有効期限	平成25年12月31日
パスワード有効日数	691日
備考	

システム利用者の登録情報の確認、修正が可能
 (修正は「所属」「役職」「電話番号」「メールアドレス」のみ)

パスワードの有効期限切れにご注意ください

メニュー
更新

《参考》 農業者年金記録管理システム 関係様式一覧

※太字はオンラインによる申請が可能

申請書（業務受託機関 → 基金）	決定通知（基金 → 業務受託機関）	備 考
【 様式第 1－1 号 】 農業者年金記録管理システム利用申込書	【 様式第 1 1－1 号 】 農業者年金記録管理システム利用登録完了通知書	業務受託機関がシステムを初めて使用する時
【 様式第 1－2 号 】 農業者年金記録管理システム閲覧範囲拡大申請書	【 様式第 1 1－2 号 】 農業者年金記録管理システム閲覧範囲拡大承認書	管轄エリア外の被保険者・受給権者の閲覧が必要なとき
【 様式第 2 号 】 農業者年金記録管理システム利用者登録申請書	【 様式第 1 2－1 号 】 農業者年金記録管理システム利用者登録のお知らせ 【 様式第 1 2－2 号 】 シークレットコードのお知らせ	システム利用者を登録するとき （1人1枚で申請）
【 様式第 3 号 】 農業者年金記録管理システム管理責任者変更届	【 様式第 1 3 号 】 農業者年金記録管理システム管理責任者変更処理完了報告書	管理責任者が異動するとき
【 様式第 5 号 】 電子証明書再交付申請書	【 様式第 1 5 号 】 電子証明書再交付のお知らせ 【 様式第 1 2－2 号 】 シークレットコードのお知らせ	電子証明書の有効期限（3年）が満了、端末を変更したとき
【 様式第 6 号 】 パスワード再設定依頼書	【 様式第 1 6 号 】 パスワード再設定のお知らせ	パスワードの失念等
【 様式第 7 号 】 電子証明書・パスワード等紛失・盗難届	—	ユーザID、パスワード及び端末等の紛失・盗難が発生した場合は速やかに電話等の連絡とともに届出をお願いします。
【 様式第 8 号 】 農業者年金記録管理システム利用者削除届	—	システム利用者が異動するとき